

全建事発第 147号
平成17年 2月10日

各都道府県建設業協会 事務局長 殿

社団法人 全国建設業協会
専務理事 小平 申 二
(公 印 省 略)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び政省令等の一部改正について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、建設副産物の処理については貴協会傘下会員企業において適正処理に努力されていると存じます。

この度、産業廃棄物の処理に関係の深い「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」及び政省令等が一部改正されることになりました。

その改正内容の中で、貴協会傘下会員企業に特に関係すると思われる点については、下記の「改正のポイント」と「別紙－1」になりますので傘下会員企業にご周知の程宜しくお願い申し上げます。

なお、参考までに関連する環境省のホームページアドレスを記載しておきます。

敬具

記

【改正のポイント】

悪質かつ巧妙な産業廃棄物の不適正処理が多発していることから、産業廃棄物の運搬車（自己の産業廃棄物の運搬も含む）に対し、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する車である旨その他の事項の表示を義務付け、また、産業廃棄物管理票等の書面の備え付けを運搬車に義務付けることによって、適正な産業廃棄物の収集運搬であるか否かを現場でただちに確認できるようにする。

【施行期日】

平成17年4月1日

【添付資料】

- ・別紙－1 改正廃掃法政省令の運用について（産廃運搬車表示義務関係）… 3枚

【環境省HP参考アドレス】

- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」について

<http://www.env.go.jp/press/press.php3?serial=5287>

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及び一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の概要

http://www.env.go.jp/press/file_view.php3?serial=6126&hou_id=5389

以上

○改正廃掃法政省令の運用について（産廃運搬車表示義務関係）

産業廃棄物の運搬車に係る表示及び書面備え付けの義務付けについて（通知案の概要）

環境省 産業廃棄物課

1. 改正の趣旨

近年、悪質かつ巧妙な産業廃棄物の不適正処理が多発していることから、今般、産業廃棄物の運搬車に対し、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する車である旨その他の事項の表示を義務付け、また、産業廃棄物管理票等の書面の備え付けを運搬車に義務付けることによって、適正な産業廃棄物の収集運搬であるか否かを現場でただちに確認できるようにし、より実効性のある取締りを実施できるようにしたものである。

2. 運搬車への表示の義務付け

(1) 表示の方法

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の運搬車の車体の外側の両側面に、「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」その他の事項を鮮明にかつ見やすいように表示する。この際、表示義務（書面備え付け義務を含む。）が課される「運搬車」とは、規制の趣旨にかんがみて主に道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する運行の用に供される自動車を指すものであり、鉄道車両や道路以外の場所のみにおいて用いられるもの（専ら構内の運搬の用に供されるもの等）は含まれない。また、「車体に鮮明にかつ見やすいように表示すること」とは車体に直接塗料等を用いて表示することやマグネットシートによる着脱式の標章（走行中に車体から容易に落ちないものに限る。）を用いて表示すること等が考えられ、産業廃棄物を収集運搬する際のみ車体に標章を貼り付けておくという取扱いも差し支えない。「両側面」については、左右の面に鮮明かつ見やすく表示することができれば特に表示の場所を問わず、左右で表示の位置が非対称であっても、また、運搬車本体でなく荷台や牽引される車両の両側面に表示することも差し支えない。

(2) 表示する事項

具体的な表示事項については、別添を参照されたい。

表示事項については、識別しやすい色でもって「産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨」については日本工業規格Z8305に規定する140ポイント（約5cm）以上の大きさの文字、それ以外の事項については90ポイント（約3cm）以上の大きさの文字及び数字で表示しなければならない。識別しやすい色の文字とは、例えば車体へ直接表示する際には車体の色に応じた認識しやすい色の文字や、標章においては黄色の地に黒色の文字などが考えられる。また、これらの文字及び数字については、活字（印刷されたもの）を用いることとなるが、活字と遜色ないと認められる場合には手書きでも差し支えなく、また、書体や文字の太さは特に問わない（ただし、通常人をして容易に読み取れないようなものは認められない。）。

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示としては、「産業廃棄物収集運搬車」（表示する車体が小さいために「産廃運搬車」と記載する場合や、既に「産業廃棄物処理業」等の表示がなされている場合は当該表示でも差し支えない。）といった例が想定されるが、通常人をして一見して産業廃棄物を収集運搬している旨が読み取れないような表示は認められない。また、氏名又は名称については、

原則として許可証に記載された氏名又は名称と同じものを表示することとし、通常人をして当該運搬者の許可証に記載された氏名又は名称が容易に想像できないような略称や、屋号単独による表示等は認められない。

(3) 特別管理産業廃棄物の取扱い

特別管理産業廃棄物の運搬車の表示についても、通常の産業廃棄物と同様の取扱いであって、特別管理産業廃棄物の運搬車であっても、産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨表示すれば足りるものである。

3. 運搬車への書面備え付けの義務付け

備え付ける書面の種類については、別添を参照されたい。なお、記載事項を含むものであれば、伝票等の書面をもって代替することも可能であり、その場合、複数の書面をもってこれらの記載事項を網羅するものであっても差し支えない。

なお、電子マニフェストを利用している産業廃棄物収集運搬業者については、書面による備え付けに限らず、ハードディスクやフロッピーディスク・コンパクトディスク等に記録した電磁的記録の備え付けでもって代替することも可能であるが、その場合にはパソコン等を用いてその場でただちに当該内容が表示できることが必要となる。また、携帯電話端末やGPS受信機等の連絡設備等によって情報処理センターや運搬者の本社等と常時連絡が可能であり、連絡によって記載事項をただちに確認できる場合には、書面又は電磁的記録の備え付けは不要である。ただし、山間部など連絡が困難な場所における収集運搬や深夜の収集運搬など、連絡ができない又は連絡しても連絡先が対応できないような場合には書面又は電磁的記録を備え付けなければならない。

また、許可証の写しについては、当該産業廃棄物の積み込み及び積卸しを行う区域の自治体の許可証の複製が必要であるが、必ずしも原本と同じ大きさのものでなくとも差し支えない。

4. 運搬船の取扱い

産業廃棄物を収集又は運搬する船舶（以下「運搬船」という。）については、既に表示及び書面の備え付けの義務が課されているところであるが、今回の運搬車への表示及び書面備え付けの義務付けに合わせて所要の改正を行ったものである。

表示する事項については、

- (1) 事業者においては、氏名又は名称、
 - (2) 市町村又は都道府県においては、市町村又は都道府県の名称、
 - (3) 産業廃棄物収集運搬業者においては、氏名又は名称及び許可番号
 - (4) 再生利用認定制度の大臣認定を受けた者については、氏名又は名称及び認定番号、
- が規定されているが、運搬船については様式第一号において表示の様式が定められており、当該様式に従って表示を行なわなければならない。

運搬船へ備え付ける書面については、運搬車と同様の扱いである。

5. 表示及び書面備え付け義務の例外

特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき特定家庭用機器廃棄物を収集運搬する者及び使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）に基づき使用済自動車を収集運搬する者については、各法で不適正処理への対応がなされていることから、当分の間本規制の対象外とした。

(別添) 運搬車への表示及び書面備え付けの概要

運搬する主体	表示する事項	書面に記載する事項
<p>共通基準 (令第6条第1項第1号イ、規則第7条の2の2第1項及び第3項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・車体の両側面に鮮明に見やすく表示 ・識別しやすい色の文字で表示 ・字の大きさは、産業廃棄物収集運搬車である旨が140ポイント(約5cm)、その他の文字が90ポイント(約3cm) 	
<p>事業者 (自己運搬) (第7条の2第3項第1号及び第7条の2の2第1項第1号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」 ・「氏名又は名称」 	<p>次に掲げる事項を記載した書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「氏名又は名称及び住所」 ・「運搬する産業廃棄物の種類及び数量」 ・「運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先」 ・「運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先」
<p>市町村又は都道府県 (第7条の2第3項第2号及び第7条の2の2第1項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」 ・「市町村又は都道府県の名称」 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務として行う産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車であることを証する書面
<p>産業廃棄物収集運搬業者 (第7条の2第3項第3号から第5号まで、及び第7条の2の2第1項第3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「産業廃棄物の収集又は運搬に供する運搬車である旨」 ・「氏名又は名称」 ・「許可番号(下六けた。ただし六以上のけたを記載しても差し支えない。)」 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可証の写し ・産業廃棄物管理票 (電子マニフェストの場合) ・許可証の写し ・電子マニフェスト加入証 ・次の事項を記載した書面又は電磁的記録(連絡設備を用いて下記の事項を常時確認出来る場合は不要) ①運搬する産業廃棄物の種類及び数量②運搬を委託した者の氏名又は名称③運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称及び連絡先④運搬先の事業場の名称及び連絡先

※再生利用認定制度又は広域認定制度の大臣認定を受けた者は別途規定。